

宇和島市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年10月1日（水）午後1時28分から午後1時58分

2. 開催場所 宇和島市役所 2階 大会議室

3. 出席委員 40（名）

会 長 7番 小清水 千明
会長職務代理者 23番 和田 恵子

農業委員

1番	井上 惣一	2番	大島 博雅
		4番	加賀山 洋介
		6番	鎌田 吉太郎
		8番	酒井 栄治
9番	末光 亨		
11番	高木 伯志	12番	武内 英二
		14番	中尾 美千代
15番	兵頭 立士	16番	堀田 善春
17番	松浦 良規	18番	宮河 宣仁
19番	山口 一光	20番	山本 一也
21番	若藤 寿治	22番	早稲田 由孝
		24番	渡邊 与志樹

最適化推進委員

1番	赤松 利秋	2番	石城戸 豊治
3番	井上 和久	4番	上谷 一郎
5番	氏原 邦弘		
7番	梶原 茂夫	8番	木村 寛
9番	河野 順子		
11番	佐々木 新仁	12番	上甲 一博
13番	白井 照良	14番	躰長 大
15番	竹葉 直正	16番	土居 喜三郎
17番	西村 守	18番	船田 満志
		20番	森崎 正
21番	薬師寺 悦子	22番	山田 悌示

4. 欠席委員（7名）

農業委員 3番 大塚 武司 5番 門脇 忠男

	10番	清家 儀三郎	13番	谷本 宏明
最適化推進委員	6番	岡山 正喜	10番	河野 秀雄
	19番	松本 武雄	23番	伊藤 健二

5. 議事日程

議事録署名委員の指名

6番	鎌田 吉太郎	8番	酒井 栄治
----	--------	----	-------

報告第1号	農地法第3条の3の規定による届出について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による合意解約及び使用貸借合意解約通知について
報告第3号	諸証明について
報告第4号	農地法第4条・5条許可について
報告第5号	農地転用許可後における工事進捗状況報告書について
報告第6号	農地転用確認交付申請書について (令和7年8月18日～令和7年9月12日までの事務局処理事案)

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請承認について
議案第2号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)の意見聴取について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	梅崎 裕文	次長兼管理係長	中島 慶和
農地係長	山下 佳彦	専門員	境本 博佳
一般事務	山本 真由実		

7. 産業経済部職員

農林課課長	二宮 貴紀
-------	-------

8. 会議の概要

《梅崎局長》

ご起立願います。一同礼、ご着席ください。

携帯電話をお持ちの方は、電源を切られるかマナーモード等への切替をお願いいたします。

《 会 長 》

只今の出席委員は農業委員20名、農地利用最適化推進委員19名であります。

定足数に達しておりますので、只今より令和7年10月総会を開会いたします。

《梅崎局長》

それでは初めに、小清水会長よりご挨拶を申し上げます。

《 会 長 》

会長挨拶。

欠席報告を願います。

《中島次長》

はい。失礼いたします。本日は、大塚委員、門脇委員、清家委員、谷本委員、岡山委員、河野秀雄委員、松本委員、伊藤委員が所用のため欠席です。以上でございます。

《 会 長 》

それでは議事に入ります。本日の議事録署名人に鎌田委員、酒井委員を指名いたします。

まず、報告第1号から第6号までを議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。

説明の前に議案の訂正をお願いします。議案書9ページ、番号91の権利を設定する者であります◇◇◇◇さんの年齢が76歳となっておりますが、65歳の誤りでございます。訂正をお願いします。

訂正は以上でございます。

(報告第1号から第6号までを議案書をもとに朗読、説明)

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。

何かご質問はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

質問がないようですので、以上で報告を終わります。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、を議題といたします。事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書4ページをご覧ください。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、今月は7件の申請でご

ざいます。

申請の詳細、担当委員につきましては議案書4ページに記載しておりますので、確認をお願いします。

事案別の農地法第3条第2項各号の判断につきましては、お手元に配布の調査書のとおりであり、3条2項各号には該当しないため許可要件の全てを満たしている、と事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《和田委員》

81番、82番についてご説明いたします。81番、◇◇◇◇さんが購入することになっている土地に隣接している農地を取得し、家庭菜園に利用する計画ということです。問題ありません。

82番についてご説明いたします。◇◇◇◇さんは、久万高原町で野菜を栽培しております。下波で6年前に家を購入し、隣接する土地に耕作、家庭菜園をするということです。問題ないと思います。すいません、間違えました。82番ですが、譲受人は◇◇◇◇さんでございます。◇◇◇◇さんは、出す方でございます。失礼いたします。

《末光委員》

83番について説明いたします。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんは親子関係です。お父さんも年齢いっておりますので、生前贈与という形で◇◇◇◇さんの方に名義を変えるということです。以上です。何ら問題ないと思います。

《氏原委員》

84番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、労働力不足のため耕作ができないということで、耕作をしてくれる人を探しておりましたが、隣接地の熱心に農業されている◇◇◇◇さんが耕作するというところで話がまとまり、所有権を移転ということになりました。何ら問題ありません。

《佐々木委員》

85番について説明をいたします。◇◇◇◇さんお二人はちょうど親戚関係にあたります。◇◇◇◇さんの方は横浜にお住まいのためですね、もう実家も取り壊してしまい、ほぼほぼ帰省することはありません。以前から、◇◇◇◇さんが手をかけていた園地を、この度所有権移転という運びになりました。◇◇◇◇さん高齢で女性ですけども娘夫婦が同居で手を貸してくれるため、何ら問題はありません。以上です。

《上谷委員》

86番について説明いたします。◇◇◇◇さんの土地を◇◇◇◇さんが作るということです。今回、補助事業申請のために、賃貸借権の設定となっております。◇◇◇◇さんは意欲のある農家ですので、何ら問題ありません。

《森崎委員》

87番についてご説明申し上げます。◇◇◇◇さんと◇◇◇◇君は親子関係でありまして、もう◇◇◇◇さんは高齢になりまして生前贈与をしたい、ということで名義を変えるということでの申請であります。全く問題ございません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第1号農地法第3条の規定による許可申請承認について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 委 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第1号は原案のとおり承認することと決定いたします。

続いて、議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、を議題といたします。

事務局より説明を求めます。

《中島次長》

はい、失礼いたします。議案書5ページをご覧ください。

議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）につきまして、意見を求められたものです。

1ページめくっていただきまして、6ページ、農用地利用集積等促進計画ですが、利用権の設定につきましては、田が151,390.00㎡、畑が2,375.00㎡、樹園地が12,476.00㎡、合計166,241.00㎡となっております。所有権移転は樹園地が1,157㎡となっております。

今月の利用権設定及び所有権移転の農用地利用集積等促進計画につきましては、いずれも農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第5項の各要件を満たしていると事務局では考えております。

以上でございます。

《 会 長 》

事務局の説明が終わりました。これより、担当委員に意見を求めます。

《氏原委員》

75番について説明いたします。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業をされており、問題はありません。

《梶原委員》

失礼します、76番について説明いたします。権利の設定を受ける◇◇◇◇さんは、以前から◇◇◇◇さんの土地を借り受けて耕作されておりましたが、相続人となられました◇◇◇◇さんと、になられましても、引き続き耕作いただきたいということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでおられ、引き続き耕作されるということで、問題ありません。

《上谷委員》

77番について説明いたします。この土地は、豪雨災害の再編復旧の一件となっております。この農地はもともと◇◇◇◇の所有でありましたが、機構関連事業として、玉津地区の再編復旧工事をしている中、◇◇◇◇さんへの生前贈与の手続きのために解約しておりました。今回、生前贈与の手続きが完了したということで、再度設定しようとするものです。◇◇◇◇さんは若く、やる気のある農家さんですので、何ら問題ないと思います。

《躰長委員》

78番について説明をいたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作をする、というものです。◇◇◇◇さんは熱心な果樹専業農家で、問題はないかと思えます。以上です。

《井上惣一委員》

79番について説明いたします。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇君が作る、ということになりました。◇◇◇◇君は真面目にみかん作りをしておりますので、問題はありません。以上です。

《堀田委員》

80番についてご説明申し上げます。◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということになっております。◇◇◇◇さんも、ちょっと高齢でございますけれども、息子さんと同居しておりまして、息子さんが基本的に機械とかそういうのは使用しておりますので、何ら問題ございません。

続いて81番ですけれども、これも◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが賃借する、ということになっております。これも同様でございますので、問題ないというふうに思います。

それから82番ですけれども、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが作ると、近所に作ってもらうということで、これについても問題ないというふうに思っております。

《高木委員》

83番から86番について説明いたします。この4件とも、作付けするのは◇◇◇◇君といいまして、まだ30ちょっと過ぎの若い子なんですけど、三間町だけでも今何町歩やってるかな、いろんな人のやつをあたって、一生懸命農業に専念しております。◇◇◇◇さんは小沢川、地元なんですけど、80歳というご年齢で。この人も真面目にやられてたんですが、こたわなくなつたということで◇◇◇◇君に頼まれました。

それから、◇◇◇◇さんはお父さんが小沢川におるんですけど、もう高齢のため無理ということで、◇◇◇◇君がやるようになりました。

それで、これやったかな。85番の人はこれ、去年か知らん、親父さんが亡くなったかなんかで、遺産相続みたいな感じでもらったんですけど、大阪におられまして、やれないということで、◇◇◇◇君がやるようになっております。

86番、二宮さんは、なんか、足かなんかを痛めたかなんかで、ちょっと農作業ができないということで探していたら、◇◇◇◇君が、ついでにやりましようかということで、やるようになっております。非常に真面目で、機械はもう2500万ぐらい投資してやっておりますので、何ら問題はないと思われます。

《竹葉委員》

87番について説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは積極的に農業に取り組み、地域の営農には欠かせない存在です。本事案、何ら問題ありません。

88番と89番について一緒に説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが耕作することになりました。◇◇◇◇さんは、80歳と高齢ですが、健康面は今のところ問題なく、5年間は頑張りたいとも言われています。問題ないかと思います。

90番と91番について、一緒に説明します。利用権を設定する◇◇◇◇さんと◇◇◇◇さんの農地を、◇◇◇◇さんが引き続き耕作することになりました。◇◇◇◇さんは会社退職後、真面目に農業に取り組み、現在80歳ですが、今も元気に農作業をされており、問題ないかと思います。以上です。

《宮河委員》

92番について説明いたします。利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

《船田委員》

93番について説明します。これは清家さんの代理で行います。この◇◇◇◇さんが所有の農地に、基盤法に基づく対策が終了したので、内容について新たに◇◇◇◇さんが耕作必要、という案件がありました。◇◇◇◇さんは年齢も若く、現在も御槇地区で幅広く精力的に耕作しており、問題ありません。

《宮河委員》

94番、95番について説明いたします。94番の利用権を設定する◇◇◇◇さん、95番の利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

96番、97番について説明いたします。96番、97番の利用権を設定する◇◇◇◇さん、そして◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

98番、99番について説明いたします。98番、99番の利用権を設定する◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

100番について説明いたします。100番の利用権を設定する◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので問題ありません。

101番について説明いたします。101番の利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

102番について説明いたします。102番の利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

103番について説明いたします。103番の利用権を設定する◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

104番、105番について説明いたします。104番、105番の利用権を設定する◇◇◇◇さん、◇◇◇◇さんの農地を◇◇◇◇史さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

106番について説明いたします。106番の利用権を設定する◇◇◇◇子さんの農地を◇◇◇◇さんが耕作する、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんは熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

107番から145番について説明いたします。◇◇◇◇が津島町増穂の水田について、生産効率化を図り、地域で耕作できなかった等の方、38名、39件の所有者から農地を引き受けて耕作していますが、基盤法に基づく貸借が終了するというこ

で、今回内容を引き継ぎ、促進計画で貸借しようとするものです。◇◇◇◇は、地域の農地を守るため熱心に農業に取り組んでいますので、問題ありません。

《加賀山委員》

河野秀雄委員欠席のため、代理で9番、10番について説明いたします。◇◇◇◇さんは、相続により所有した農地について本人は農業をしないということで、地元の◇◇◇◇さん、それから、◇◇◇◇さんへ所有権移転しよう、ということで話がまとまりました。◇◇◇◇さんも◇◇◇◇さんも、ともに地元を中心に精力的に耕作されており、問題ありません。

《 会 長 》

担当委員の意見が終わりました。これより審議をいたします。
どなたかご意見はございませんか。

(質 問 、 意 見 な し)

《 会 長 》

意見がないようですので採決をいたします。
お諮りいたします。

議案第2号農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）の意見聴取について、承認されます農業委員さんは挙手をお願いします。

(挙 手 全 員)

《 会 長 》

挙手全委員であります。よって議案第2号は原案の通り承認することと決定いたします。

以上で令和7年10月定例総会の議案を終了いたします。

決議を明確にするため、本議事録を作成しこれに署名する。

議長（会長）

議事録署名人

議事録署名人
